

個人質問

議会事務局  
処理欄

令和6年 5月17日 8時30分 受付

質問 順位 第11番

武豊町議会議長 青木 信哉 殿

武豊町議会議員 梶田 進

一般質問の通告について

令和6年第2回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
<p>1. 歩行者が安心して利用できる歩道について</p>	<p>【趣旨説明】 歩行者が道路を安全に通行できるよう、一定の道路幅を持つ町道に歩道が設置されています。しかし、歩道幅が狭小であったり、傾斜がきつかったり、歩道上に突起物、電柱等があり歩道としての役割が半減している歩道などが散見されます。以上のような構造上から来る問題と同時に、近年の高齢化に伴うシニアカー等の歩行補助手段が幅広くなったことによる歩道構造の問題点も見受けられるようになってきています。 これまでの歩道維持管理でいいのか、いくつかの点を質問いたします。</p> <p>【質問事項】</p> <p>①町道に設置整備されている歩道は、町道全体の何パーセントになりますか。</p> <p>②歩道整備の基本（歩道幅、傾斜等）はどのようになっていますか。</p> <p>③障がい者、高齢による歩行困難者のシニアカー、車いす使用が増加しつつあります。町内道路の歩道でシニアカー、車いすでの通行が困難な歩道は何カ所（何ルート）ありますか。（全体での把握が困難であるならば、堀川以南の衣小学区内ではどのようになっていますか。）</p> <p>④歩行者、シニアカー、車いすでの通行困難な歩道の整備について、どのような対応が必要であると考えておられますか。</p> <p>⑤歩行者、シニアカー、車いすで通行困難な歩道を通行する場合、どのように注意することが必要であると考えられますか。</p>
<p>2. マイナンバーカードと健康保険証について</p>	<p>【趣旨説明】 住民の方から、『マイナンバーカードが健康保険証として利用できる』というメールが配信されてきたが、どういうことですか」という問い合わせがありました。担当課で確認したところ、武豊町メールに登録されている方に配信、武豊町ホームページに掲載したということでした。 ホームページで確認したところ、令和5年12月27日にマイナンバーカード利用等の法改正に伴う施行期日を定めた政令が施行されたことにより、令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されないことになりました。 マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方も、マイナンバーカードを持っていれば、医療機関を受診する際に、その場で登録を行うことができます。 以下、使ってみよう！マイナ保険証、保険証のメリット、よくある質問、マイナンバーカード申請がまだの方へ等の記載があります。 マイナンバー保険証とは、どのようなものなのか、以下質問します。</p>

**【質問事項】**

- ①当町でのマイナカードの交付件数、マイナ保険証の紐付け件数はどのようになっていますか。
- ②マイナンバーカードに保険証機能を持たせるための紐付けはどのような手続きが必要ですか。(マイナ保険証取得方法)
- ③マイナ保険証には、3つのメリットがあります。とホームページに記載されていますが、どのようなメリットがありますか。
- ④マイナ保険証の利用実績はどのようになっていますか。
- ⑤マイナ保険証の無い方への、12月2日以降どのような対応がされますか。
- ⑥全住民が国民健康保険、組合健保。協会健保、共済組合等の医療保険制度に加入されています。全ての医療保険加入者への周知が必要な内容と思われますが、なぜメール配信とホームページ掲載のみの周知となっているのでしょうか。